

指宿市告示第138号

令和8年熊本地震による被災者に対する市税等の申告等の期限を次のとおり延長する。

令和8年9月11日

指宿市長 打越 明司

指宿市税条例（平成18年指宿市条例第55号）第18条の2第1項（指宿市国民健康保険税条例施行規則（平成18年指宿市規則第42号）第3条の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき，地方税法（昭和25年法律第226号），森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号），指宿市税条例及び指宿市国民健康保険税条例（平成18年指宿市条例第57号）に基づく申告，申請，請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち，次に掲げる地域に住所，居所，事務所又は事業所を有する者に係るもので，その期限が令和8年7月28日以降に到来するものについては，その期限を別途告示で定める期日まで延長する。

都道府県名	指定地域
熊本県	八代市，宇土市，宇城市，八代郡氷川町